

唐津市住民主体サービス補助金募集要領

1 事業の目的

唐津市では、従来の介護保険サービスとあわせて、多様な主体が実施する地域の支え合いによるサービスを提供することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指しています。

そこで、地域の支え合いによるサービスを提供する団体を対象に、その運営に必要な経費に対し補助金を交付することで、団体の活動を支援します。

2 補助対象となるサービス

唐津市住民主体サービス補助金事業は、介護保険法のサービスのひとつとして実施します。対象は地域の支え合いによるサービスで、通いの場などを運営する通所型サービス、日常生活の生活支援を行う訪問型サービス、移動支援を行う移動型サービスからなります。

(1) 地域支え合い通所型サービス

運動やレクリエーションなどの介護予防に資する活動で、週に1回以上の開所で活動時間がおおむね2時間であること

(2) 地域支え合い訪問型サービス

掃除、洗濯、調理、薬の受取り等日常生活の困りごとに対する生活支援

(3) 地域支え合い移動型サービス

①通院等をする場合における送迎前後の付添い支援

②地域支え合い通所型サービスや市が実施する介護予防教室等における送迎支援

3 補助対象団体

対象団体は、以下の要件を全て満たしている団体とします。

- (1) 自治会等の地縁団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体、その他公共の利益を目的とした団体であること。
- (2) 唐津市内に活動の拠点を有し、かつ、市内において活動を行っている団体であること。
- (3) 3人以上の市内在住の者で構成される団体であって、住民主体サービスの提供に従事する者を確保していること。
- (4) 利用者への住民主体サービスの提供について、唐津市地域包括支援センター、唐津市社会福祉協議会等の関連機関との連絡調整を行う者を配置していること。

4 補助対象サービスの要件

(1) サービスの利用者

対象団体が唐津市住民主体サービス補助金を受ける場合は、介護保険の認定を

受けた「要支援者・事業対象者」へのサービス提供は必須となります。

また、通所型、訪問型サービスでは3名以上の「要支援者・事業対象者」の利用を必要とします。

(2) サービス提供の範囲

補助対象サービスの提供範囲は、原則、小学校区又は中学校区とします。

ただし、地域の実情を踏まえその範囲を超えて近隣校区でサービス提供をする場合も補助の対象とします。

また、移動型サービスについても、通院など利用者の特殊な事情を考慮しサービスを提供してください。

(3) サービスの利用料

補助対象サービスの利用料は、団体が独自に設定することができますが、住民ボランティア等の地域の支え合いによるサービスであることを踏まえた金額を設定してください。

なお、地域支え合い移動型サービスの利用料は、無償又はガソリン代等実費（ガソリン代、有料道路、駐車料金）としてください。

(4) 生活支援コーディネーターとの連携

唐津市住民主体サービス補助金の交付を受けようとする場合は、唐津市地域包括支援課または唐津市社会福祉協議会に配置している「生活支援コーディネーター」と連携してください。

(5) 運転者講習の受講

従事者が運転者となり、自家用車やレンタカー及び対象団体が所有する車両等を活用してサービスを提供する場合は、運転者講習（安全運転講習等）の受講に努めて下さい。

(6) その他

対象団体は、事故による賠償に備える適切な保険に加入してください。

5 補助金について

地域支え合いによるサービスに対して、その活動が継続できるように以下のとおり補助金を交付します。

なお、市から同一の目的で補助金の交付を受けている活動は対象となりません。

(1) 補助金額

① 地域支え合い通所型サービス	300,000円/年
② 地域支え合い訪問型サービス	200,000円/年
③ 地域支え合い移動型サービス	400,000円/年

(2) 補助対象経費

- ① 対象となる経費

対象経費	内 容
人 件 費	報酬、給料、賃金、共済費等。(サービスの利用調整に係るものに限る。)
報 償 費	講師謝礼、ボランティア奨励金(1日上限400円)等
研 修 費	研修会受講料等
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、修繕費、修理費等
役 務 費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費
使用料及び賃借料	家賃、自動車借上料、会場使用料等
備 品 購 入 費	机椅子類、収納整理用品類、電気・精密機器類

② 対象とならない経費

次のいずれかに該当する経費は補助の対象となりません。

ア 施設整備の費用

イ 飲食等にかかる食糧費

③ その他

ア 地域支え合い移動型サービスにおいて、地域支え合い通所型サービスや市が実施する介護予防教室などの送迎を実施しない場合は、車両に関する経費(燃料費、自動車借上料、車の保険料など)は補助対象となりません。

イ ボランティア奨励金は、おおむね1時間100円、1日上限を400円とします。

(3) 補助対象期間

対象期間はサービス提供開始月から、その月が属する年度末までとします。

※サービス提供開始月については、原則として、毎月20日以前に申請書類の提出があった場合は翌月より開始、21日以降に申請書類の提出があった場合は翌々月より開始とします。**ただし、4月中に申請書類の提出があった場合は、サービス提供開始月を4月より開始とします。**

(4) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、対象団体から当該年度の実績報告書が提出され、補助金額が確定した後、確定した額を支払います。

なお、決定通知後、概算払いによる支払いも可能ですが、この場合は実施状況により補助金を返還していただく場合があります。

6 補助金の申請等について

(1) 募集期間

予算の範囲内において随時募集します。

(2) 補助金申請について

以下の書類を提出してください。

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 従事者名簿
- オ 団体の会則または活動内容がわかる書類（チラシなど）

(3) 審査について

提出書類の内容及び実施内容の聞き取り（必要な場合）に基づき、本事業に適しているか以下の項目について審査します。

- ア 要綱に基づく要件への適合について
- イ 提供するサービス内容の妥当性について
- ウ サービス提供にかかる予算の適正について
- エ その他、補助金の交付決定に必要な事項について

(4) 定期報告について

上半期及び下半期に以下の書類を提出してください。

- ア 補助金定期報告書（第5号様式）
- イ 利用者名簿

(5) 実績報告について

補助事業が完了したときに以下の書類を提出してください。

- ア 補助金実績報告書（第6号様式）
- イ 収支決算書
- ウ 利用者名簿

(6) 補助金申請等の流れ

別紙の「唐津市住民主体サービス補助金交付申請等の流れ」をご参照ください。

(7) その他

① 書類の保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保管してください。

② 申請書類の提出先

唐津市地域包括支援センターまで提出ください。（郵送不可）

③ その他留意点

提出された書類は、理由を問わず返却しません。また、書類の作成、提出に必要な費用は、団体の負担とします。

7 生活支援コーディネーターによる活動支援

市では、生活支援コーディネーターを唐津市地域包括支援センター及び唐津市社

会福祉協議会に配置し、地域における様々な支え合い活動と一緒に考え、地域のニーズ把握や必要とされる生活支援サービスを提供する仕組みづくりにおける相談や助言等を行います。

8 問合せ先及び書類提出先

唐津市地域包括支援センター 市役所 1 階 20 番窓口付近
(唐津市健康づくり部地域包括ケア推進課内)

所 在 地：〒847-8511 唐津市西城内 1 番 1 号

電 話 番 号：0955-72-9191

F A X 番 号：0955-73-8451

メールアドレス：houkatsu@city.karatsu.lg.jp